

建築物への木材利用の促進と普及

森林環境譲与税を活用して

○ 市内において、住宅、店舗、事務所等 建築物の新築及び増改築等をする場合に、補助金を交付して、建築物の木造・木質化及び地域材(たかはら材)の普及を促進しています。

事業内容

市内建築物の木造・木質化及び地域材(たかはら材)の普及の促進

・「矢板市建築物木材需要拡大事業補助金交付要綱」を設置し、地域材(たかはら材)を用いて、住宅、店舗、事務所等 建築物の新築及び増改築等をしようとする方へ補助金を交付

※たかはら材…矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、旧塩原町内で産出されたことが証明された木材

・たかはら材使用量1m³(端数切捨て)につき2万円を補助(新築は上限40万円、増改築等は上限20万円)

・「とちぎの家づくり支援事業」との併用可能

森林環境譲与税は

建主、増改築主への補助金に充てています。

矢板市建築物木材需要拡大事業補助金

矢板市では矢板市森づくり条例にて「木材の利用の拡大」を掲げており、たかはら材[※]の需要拡大を図るため、市内において、住宅、店舗、事務所等 建築物の新築及び増改築等をする場合に補助金を交付します。

※ 矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、旧塩原町内で産出されたことが証明された木材

	新 築	増改築等
概 要	市内において、たかはら材を使用し、住宅、店舗、事務所等の建築物を新築する方に補助金を交付します。	市内において、たかはら材を使用し、住宅、店舗、事務所等の建築物を増改築する方に補助金を交付します。
補助額	たかはら材使用量1m ³ (端数切捨て)につき2万円(上限40万円)	たかはら材使用量1m ³ (端数切捨て)につき2万円(上限20万円)
要 件	・ たかはら材を5m ³ 以上使用すること ・ たかはら材のPR版を掲示すること ・ 市税等の滞納がないこと ・ 上棟前に申請し同年度の3月末までに上棟を完了すること	・ たかはら材を1m ³ 以上使用すること ・ たかはら材のPR版を掲示すること ・ 市税等の滞納がないこと ・ 着工前に申請し同年度の3月末までに工事を完了すること

詳しくは矢板市ホームページをご覧ください



お問い合わせ
矢板市経済産業部農林課林政推進室
TEL：0287-43-6210 FAX：0287-44-3324
E-mail：nourin@city.yaita.tochigi.jp



森林環境譲与税を活用して実施しています！